# 一般競争入札に関する公告

独立行政法人情報通信研究機構の調達物品に係る一般競争入札について、下記のとおり公告する。

平成22年7月9日

独立行政法人　情報通信研究機構
契約担当理事　　　吉崎　正弘

１　調達物品及び数量
沖縄偏波降雨レーダ　空中線方位角・仰角検出用エンコーダ　一式
詳細別紙仕様書のとおり

２　納入期限及び納入場所
別紙仕様書のとおり

３　競争参加資格
(1) 総務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」または「物品の製造」の競争参加資格を有すること。
又は当機構競争参加資格「物品の販売」または「物品の製造」の競争参加資格を有すること。
(2) 物品等の契約に係る指名停止等の措置要領（平成１９年４月１６日０７財務部通知第２号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

４　入札関連書類の掲載期間
平成22年7月9日から　　平成22年7月26日まで

５　入札書等提出書類の受領期限並びに提出場所（郵便による場合も同様）
平成22年8月2日　17:00　必着
独立行政法人情報通信研究機構 財務部会計室
物品契約チーム　　　(042-327-7171)

６　開札の日時及び場所
平成22年8月11日　15:00
情報通信研究機構　本部　入札室

７　入札方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

８　落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

９　入札の無効
本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

１０　入札保証金および契約保証金
免　除

「仕様書等修正」「質疑応答情報」のお知らせ方法の変更について

入札説明書等は財務部窓口で交付しておりましたが、“物品・役務契約”案件はより多くの業者様に参加いただけるよう、ウェブサイトに掲載することといたしました。
これに関連して、一部対応が変更となりますので、お知らせいたします。

記

（１）仕様書等の修正、資料追加のお知らせについて
修正等がある場合、従前は入札説明書等を取りに来ていただいた業者様にメール、ＦＡＸで連絡しておりましたが今後は行いません。修正等がある場合、ウェブサイト上に掲載しますので、ご覧いただきますようお願いいたします。
（２）仕様書の質疑応答の情報について
仕様書に関して質疑応答があった場合、入札説明書を取りに来られた業者様にメール、ＦＡＸで情報提供を行っておりましたが今後は行いません。
質疑応答があった場合にはウェブサイト上に掲載しますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上

| | | |
|---|---|---|
| 件名 | 沖縄偏波降雨レーダ　空中線方位角・仰角検出用エンコーダ　一式 | |
| 提出書類・部数 | 入札書、下見積書、資格審査結果通知書の写し<br>製作仕様書等　各１部<br>※委任状は開札日当日にお持ちください | |
| 入札説明会 | なし | なし |
| 提出期限 | 平成22年8月2日 | 17:00 |
| 開札日 | 平成22年8月11日 | 15:00 |
| 開札場所 | 情報通信研究機構　本部　入札室<br>※当日は入札室へ直接お越しください。<br>※印鑑、及び予備の入札書３枚をご持参ください。 | |
| 掲載書類 | 入札説明書<br>委任状<br>委任状記載例<br>入札書<br>入札書記載例<br>研究用機器製造共通仕様書<br>仕様書<br>契約書（案） | |

★ 入札等に関するお問い合わせ・仕様内容に関する質問事項については、Eメールにて当機構ホームページの“調達情報”の書式にありますフォーマットにより事務担当までご連絡いただきますようお願いします。
なお、仕様書内容に関する質問事項の受付期限は、当機構ホームページ“調達情報”に示す、“入札説明書交付期限”の翌々日の午前中とさせていただきます。
※土日祝日の場合には翌営業日の午前中とします。

★ 開札日は守衛室で受付後、5分前を目処に入札室へ直接お越しください。なお、委任状は入札室にて受理いたします。

事務担当：物品契約チーム　滝島
TEL/FAX：　042-327-7171/7591
Ｅメール：takishima@nict.go.jp
住所　　：　184-8795　東京都小金井市貫井北町4-2-1

# 入 札 説 明 書

（最低価格落札方式）

独立行政法人　情報通信研究機構

１．入札資格
（１）次項に該当する者は、本入札に参加する資格を有しないものとする。
（ア）当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者についてはこの限りでない。
（イ）次の各号のいずれかに該当する事実があるため、当機構が不適当と認めた者。
①契約の履行に当たり故意に作業を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
②公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
③競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
④当機構職員による監督又は検査の執行を妨げた者
⑤正当な理由なしに契約を履行しなかった者
⑥その他、当機構に損害を与えた者
⑦前各号のいずれかに該当する事実があるため当機構が不適当と認めた者を、代理人、支配人及びその他使用人として使用した者
（２）競争参加資格
（ア）総務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」または「物品の製造」の競争参加資格を有すること。
又は当機構競争参加資格、「物品の販売」または「物品の製造」の競争参加資格を有すること。
（イ）入札書の提出期限の日から開札までの期間に、当機構から「物品等の契約に係る指名停止等の措置要領」（平成１９年４月１６日０７財務部通知第２号）に基づく指名停止を受けていないこと。
（３）競争参加資格の審査申請
競争参加資格を有しない者で本件入札に参加を希望する者は、速やかに資格審査申請を行わなければならない。
＜問合せ及び申請書の提出先＞
〒184－8795　東京都小金井市貫井北町四丁目２番１号
情報通信研究機構財務部会計室役務契約チーム　TEL 042-327－6115

２．提出書類
（１）この一般競争に参加を希望する者は、以下の書類を提出しなければならない
（ア）入札書
（イ）委任状（代理人による場合）　※委任状は開札日当日にお持ちください。
（ウ）競争参加資格を有することを証明する書類（資格審査結果通知書の写し等）
（エ）当機構の交付する仕様書に基づく下見積書（別紙１参照）
（オ）当機構の交付する仕様書に基づく物品が納品可能であることを示す機器機能証明書又は製作仕様書（仕様書の各事項に対応したものとし、それぞれ明確に記載すること。）、付属説明資料（評価のための資料、付帯工事の仕様書、工程表、その他必要な解説資料）等（以下「製作仕様書等」という。）
（２）当機構へ提出する書類については、入札者において準備、作成することとし、作成に要する費用は、入札者の負担とする。
（３）当機構がいったん受領した書類は、返却しない。
（４）原則として、入札者が提出した書類の差し替え及び再提出は認めない。
（５）入札者が自己の有利を目的に、提出する書類に虚偽又は不正の記載をしたと調査に基づき判断された場合は、無効とする。

３．入札書の記載方法
（１）入札書の作成及び提出方法
（ア）入札書は日本語で記載すること。なお、金額については邦貨（円）とする。
（イ）入札書は当機構所定の様式によること。
（ウ）入札書に記載する事項は次のとおりとする。
①入札金額　　　　　　　※落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該

金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
※入札金額は、作業に要する一切の諸経費を含めたものとする。

②入札件名　※仕様書の通り
③単位・数量　※仕様書の通り
④入札年月日　※提出年月日とする
⑤入札者氏名及び押印　※法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者氏名並びに印とする。外国業者にあっては、押印は署名をもって代えることができる。

（エ）入札書を直接提出する場合には、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「○月○日開札「○○（※入札件名）」の入札書在中」と朱書しなければならない。
（オ）郵便（書留郵便に限る）による場合は、前記（エ）により作成し、初度入札の入札書在中の封筒には「１回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「２回」から順に回数を記載して、それらをまとめ別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記載して、提出期限までに事務担当まで郵送（必着）しなければならない。なお、入札回数は４回までのため、提出は４枚までとする。また、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
（カ）入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

（２）無効の入札書
次のいずれかに該当する入札書は無効とする。
（ア）本入札説明書に示した入札参加に必要な資格のない者（資格審査が開札時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったものを含む）の提出した入札書
（イ）入札日時までに入札場所に提出されない入札書
（ウ）委任状の無い代理人により提出された入札書
（エ）他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者により提出された入札書
（オ）２通以上の同時の入札書
（カ）記載事項が不備な入札書で次に該当するもの
①入札金額が不明確なもの
②入札件名等が示したものと異なるもの
③入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載のないもの
④その他記載事項が不備又は判読できないもの
⑤金額及びその他記載事項を訂正したもの。訂正印使用も無効とする。

（３）入札の延期等
入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

（４）代理人による入札
（ア）代理人が入札する場合には、入札書に入札参加者の氏名及び名称又は商号並びに代理人であることを表示の上、当該代理人の氏名及び印（外国人の署名を含む）を記名、捺印するとともに、開札時までに当該代理人に係る委任状を提出しなければならない。
（イ）入札者または、その代理人は本件に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

４．入札保証金及び契約保証金　　免除

５．落札者の決定方法
（１）落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
（２）落札者は、競争参加資格をすべて満たし、製作仕様書を提出し当機構で定めた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者とする。
（３）開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない当機構の職員を立ち会わせて行う。

（４）入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。また、開札場所に入室しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
（５）入札者又はその代理人は、当機構の契約担当等又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合以外には、開札場所を退出することができない。
（６）開札において、各入札者の入札がいずれも予定価格に達しない場合には、直ちにその場で再度の入札を行う。なお、当該入札回数は４回までとする。
（７）落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人が直接くじを引くことができない場合は、入札事務に関係のない当機構の職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定する。
（８）落札者を決定したときは、落札者の氏名及び落札金額を各入札者に通知する。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。
（９）当該落札者により契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあり著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で申込みをした他の者のうち、価格の最も低いものをもって落札者とする。

６．契約条件等
（１）契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨
（２）契約書の作成
（ア）競争入札を行い契約の相手方が決定した時は、遅滞なく契約書の取り交わしをするものとする。
（イ）契約書は、別紙契約書（案）により２通作成し、双方各１通を保管する。
（ウ）契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は当機構所定のものを交付する。
（エ）当機構の契約担当が契約の相手方とともに契約書に記名、押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
（３）契約代金の支払方法、支払の場所及び時期
（ア）契約代金は、銀行振込によりあらかじめ届出のあった指定金融機関への振込みとする。
（イ）契約代金は、契約の履行後に当機構が行う検査に合格した後、適法な支払請求書を受理した日を含む月の翌月末までに支払うものとする。
（４）落札者が契約の締結を辞退し、又は契約書の提出をしない時は、この落札は無効とする。

別紙１

<u>下見積書作成要領</u>

下記により下見積書を作成し、提出期限までに御提出いただきますようお願いいたします。

＊　新規製作製品（製造品）については、仕様書による各構成ごとに材料費、労務費（設計費・制作費・試験検査費等、時間数×労務単価表示にて）、直接経費（ドキュメント・旅費、外部発注費など）および管理費(%)等を詳細に明示してください。

＊　直接材料（部品）もしくは材料レベルの製作品（製作部品）およびシステム構成の一部等を他社へ外部発注（下請）する場合には、その見積書を添付して下さい。

＊　システム構成内に市販既製品のある場合は定価にて明記し、その定価が確認できる資料として価格表およびカタログをご提出下さい。なお、他社より購入し見積書のある場合はその見積金額を記載していただいても構いませんが、その見積書のコピーを添付して下さい。ただし、この場合でも定価が明示されている資料は見積書とは別に必要になります。

＊　ソフトウエア等については、設計、製作、検査等に分類し、労務単価×時間数まで詳細に明示して下さい。

＊　現地調整等で、宿泊費・交通費・日当などの旅費が発生する場合には、これに対する算出根拠の内容を確認できる資料（経路・社内規定等）を添付して下さい。

＊　運送費を計上する場合には、梱包方法・運送ルート（Km）・積載車両の種類・混載便かチャーター便か等、詳細に明示して下さい。

＊　出精値引きのある場合については、定価ベースの積み上げ後、消費税をかける直前に値引きして下さい。

別紙２

# 製 作 仕 様 書 等 作 成 要 領

下記により製作仕様書等を作成し、提出期限までに御提出いただきますようお願いいたします。

＊　本要領は、当該契約の入札にあたり、当機構の求める仕様内容が履行できるかどうかを審査するために提出していただく製作仕様書等について、審査上最低限必要となる事項を提示するものです。

＊　製作仕様書等は、当機構が交付する仕様書に基づき、各条件を満たした製作内容の提案、各種証明資料及び付属説明資料（必要な解説資料）等を、受領期限までに提出してください。
提出は紙媒体によるほか、電子媒体での提出も可能です。ファイル形式は、PDFファイルとしメディアに保存して提出してください。

＊　書式は原則としてＡ４判横書きとし、製本の要否は特に求めないがＡ４横判の場合は上綴じ、Ａ４縦判の場合は左綴じとすること。

＊　製作仕様書等の内容により本契約の履行可能が認められない場合は、入札の対象とならないので留意願います。

# 委　　任　　状

平成　　年　　　月　　　日

独立行政法人　情報通信研究機構
契　約　担　当　理　事　　殿

住　　所

会 社 名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

私は、下記の者を代理人と定め、下記の権限を委任致します。

記

受任者氏名
及び使用印　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

委任事項　独立行政法人情報通信研究機構において行われる、以下の入札に関する一切の権限

件名　　沖縄偏波降雨レーダ　空中線方位角・仰角検出用エンコーダ　一式

記載例

記入個所

# 委　　任　　状

平成　年　月　日

独立行政法人　情報通信研究機構
契　約　担　当　理　事　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

印

私は、下記の者を代理人と定め、下記の権限を委任致します。

記

受任者氏名
及び使用印　　　　　　　　　　　　　　印

※開札時に代表者の方が立ち会えない場合、本紙を作成の上御提出ください。上記受任者は入札立会者の名称でお願いいたします。また、競争参加資格の取得者が、御本社であり、入札契約行為が営業所対応となるような場合は、各権利（契約の件、入札の件、代金収受の件等）委任を証明する委任状もあわせて御提出ください。（様式適宜）

委任事項　情報通信研究機構において行われる、以下の入札に関する一切の権限

件名　　沖縄偏波降雨レーダ　空中線方位角・仰角検出用エンコーダ　一式

※委任状は開札日当日にお持ちください

# 入　　札　　書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人　情報通信研究機構
契　約　担　当　理　事　　殿

入札者　氏名　　　　　　　　　　　　　　印

入札説明書に定められた事項を承諾の上、下記のとおり入札します。

| 金　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
|---|

内　　　　訳

| 品　名　及　び　規　格 | 単　位 | 数　量 | 単　　価 | 合　　価 |
|---|---|---|---|---|
| 沖縄偏波降雨レーダ　空中線方位角・仰角検出用エンコーダ | 式 | 1 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

記載例

# 入　　札　　書

平成　年　月　日

提出日

独立行政法人　情報通信研究機構
契　約　担　当　理　事　　殿

会社名
代表者名　社印　代表者印

入札者　氏名　　　　　　　　　　　　　印

委任された方
※入札日に提出される1回目の札には不要です。
開札時に会場で受任者の方が記載頂く2回目以降の札には必要で

受任者　　　印

委任状と同じもの

入札説明書に定められた事項を承諾の上、下記のとおり入札します。

金　　　　　　　　円

記入個所

入札価格（入札説明書3(1)(ウ)①参照）

内　　訳

| 品名及び規格 | 単位 | 数量 | 単価 | 合価 |
|---|---|---|---|---|
| 沖縄偏波降雨レーダ　空中線方位角・仰角検出用エンコーダ | 式 | 1 | | . |
| | | | | |
| | | | . | . |
| | | | . | . |

**（注１）　金額は、契約希望金額の100/105に相当する金額であること。**
**（注２）　入札書は、封筒に入れ密封してください。**
**（注３）　開札日当日には、予備の入札書３枚をご持参ください。**

# 研　究　用　機　器　等
# 製　造　共　通　仕　様　書

平成１６年３月

独　立　行　政　法　人
情　報　通　信　研　究　機　構

# 研究用機器等製造共通仕様書

本仕様書（以下「共通機器仕様書」という）は、研究用機器等（以下「機器」という）の製造（改造等を含む）に関する仕様の共通する事項について別に定めたものであって、機器製造等に関する仕様書（以下「機器製造等仕様書」という）で特に定めないのない限りは本仕様書の規定を適用する。

第１　一般的事項

１．仕様についての協議

（１）機器製造仕様書及び機器共通仕様書の記載事項（以下「仕様」という）に関して協議を必要とする場合は、あらかじめ申し出ること。

（２）協議を行ったときは、その都度、協議内容の概要を議事録として届け出るとともに、検査完了まで議事録の写しを保管しておくこと。

２．工程表の提出

（１）作業に先立ち工程表を提出し、工程の確認を受けること。

（２）提出の部数は２部とする。ただし、工程内容につき当機構で確認後、質疑等が生じた場合には、内１部につき質疑内容の朱書きを加筆の上返却する。

３．製造図面等

（１）製造に使用する図面（以下「製造図面」という）及び仕様により提出を求められた設計計画書は、作業に着手する以前に承認を受けなければならない。

（２）製造図面は、外観図・系統図・回路図・部品表及び付属品表から構成すること。

（３）製造図面及び設計計画書に記載する名称・記号及び用語等は、対応する当該の機器製造仕様書と同一のものを使用すること。ただし、やむを得ない理由により他のものを使用するときは、対応する当該の機器製造仕様書のものとの対比一覧表を添付すること。

（４）提出の部数は１部とする。ただし、図面内容につき当機構で確認後、質疑等が生じた場合には、当該図面に質疑内容の朱書きを加筆の上返却する。

４．材料・部品等

（１）材料・部品等について仕様で特に定めのないものは、できる限り日本工業規格及び国際標準規格によること。

（２）ネジ・接続端子及びコネクタ等の種類・種別は、あらかじめ協議すること。

５．取扱説明書

（１）取扱説明書は、次の事項を記載したものであること。

ア．機器の原理的解説及び動作原理

イ．機器の起動･操作･測定・停止及び調整等並びに試験等に関する解説及び注意事項

ウ．組立・解体・運搬及び取付け等についての注意事項

エ．機器の各部の点検及び保守事項

オ．その他、必要と認められる事項

（３）取扱説明書に示す名称・記号及び用語等は、製造図面の用語に準ずること。

（４）取扱説明書は、出来書及び製品に添付して提出することとし、部数は次のとおりとする。

ア．出来書提出のとき　１部

イ．納品のとき　１部

６．表示

（１）製品には、見やすい箇所に銘板その他、必要とする表示を行うこと。

（２）銘板に記載する事項は、品名・（製造番号）・製造年月・製造会社・製造社名とし、その形状及び記載の要領は第１図（最終ページ参照）に準ずること。なお、「製造番号」は受注者側の判断により必要とされる場合に表示すること。

（３）仕様上の一つの筐体が２個以上にわたる場合は、それぞれについて、筐体名及び筐体番号（注）を付加すること。（注）例：５個口の場合　１／５～５／５

（４）その他の表示内容については、必要に応じ規定する。

７．完成検査等
（１）完成検査（以下「検査」という）は、契約書・仕様書及び設計計画書その他の関係書類に基づき行う。
（２）検査は、特に指定しない限り受注者の機器製造場所にて行う。
（３）検査を受けようとするときは、次の書類を出来書と同時に各１部提出すること。
ア．社内試験に関する成績書（試験条件・試験方法等を含む。以下「社内試験成績書」という）
イ．検査の実施に関する手順書（検査の条件・検査の方法等を含む。以下「検査実施手順書」という）ただし、検査の項目・条件・方法等については、あらかじめ協議すること。
（４）検査は、検査実施手順書に基づいて行う。
（５）検査が完了したときは、検査結果の成績書（以下「検査成績書」という）を速やかに提出すること。
８．納品
（１）納品しようとするときは、取扱説明書のほか「完成図面」を納品書に添付すること。
（２）完成図面は、機器の外観・構造・寸法・材料及び塗装色等を詳細に明記した図面・回路図・常数表・部品配置図・予備品表及び付属品表から構成されたものであること。
（３）提出部数は１部とする。
（４）納品するときは、納品手続きを執ること。

第２　特約事項
１．作業の開始
（１）無線局の無線設備を改造しようとするときは、無線設備の変更にかかわる承認を確認した後作業を開始しなけれならない。
（２）その他、適用される法令についてはすべて同様とする。

２．機器の搬出
仕様の対象となった既設の機器を搬出（位置の移動を含む）しようとするときは、当該機器使用研究員に届け出ることとし、情報通信研究機構の資産管理担当者の承認を得なければならない。

３．検査
（１）無線局の免許を必要とする送信設備の機器は、無線局の予備承認又は予備免許が確認された以降でなければ電波を発射して検査は実施できない。
（２）必要な測定器類は発注者側において準備すること。
（３）使用する測定器類は、原則として国家機関若しくは代行機関による検定、校正試験に合格したものを用いること。

４．その他
（１）特許の使用にかかわるすべての責任は受注者側の負担とする。
（２）仕様において、無線設備の機器について使用される用語は、特に定めのない限り電波法令に基づいて解釈すること。

以上

---

（銘板例）

| ○○○○○○○○○装置 |
|---|
| （製造番号　　　　　号） |
| 製造年月　平成　　年　　月 |
| 製造会社 |
| 独立行政法人 情報通信研究機構 |

第１図

# 沖縄偏波降雨レーダ
# 空中線方位角・仰角検出用エンコーダ

平成22年　7月

独立行政法人
情報通信研究機構

## 1. 件名

沖縄偏波降雨レーダ　空中線方位角・仰角検出用エンコーダ

## 2. 用途

本仕様書は情報通信研究機構　沖縄偏波降雨レーダ（以下、COBRA と記述する）を構成する空中線装置（175A219968-001）に使用されている方位角(Az)エンコーダ、仰角(El)エンコーダ交換品の製造、納入に関して規定する。

## 3. 概要（作業範囲）

以下に示す要求仕様に一致する製品を製造し、所定の出荷検査を実施し、13 項に示す場所へ納入すること。

尚、製品は以下の要求を満たすと共に空中線基台部（SPA-A-071965-0002）に現品と同様に実装可能であり、電気的接続も互換であること。

## 4. 調達物品および構成内訳

沖縄偏波降雨レーダ　空中線方位角・仰角検出用エンコーダ　　　1式

（構成内訳）

・空中線方位角検出用エンコーダ（Az エンコーダ）：１台

・空中線仰角検出用エンコーダ（El エンコーダ）：１台

## 5. 調達物品の備えるべき技術的要件

Az エンコーダ・El エンコーダ共に、次に示す 5. 1 外観構造、5.2 機械的要求性能、5.3 電気的要求性能については同等の要件を備えること。

### 5.1 外観構造

付図１による。尚、接続ケーブルは１m以上有ること。

### 5.2 機械的要求性能

1）　回転速度：連続最大回転速度１０ｒｐｍ
2）　始動トルク：０．０１Nm以下（２０℃の時）
3）　慣性モーメント：３．６×１０$^{-6}$ｋｇｍ$^{2}$
4）　軸方向（Axial）耐荷重：１０N以上
5）　半径方向（Radial）耐荷重：２０N以上
6）　寿命：３，９００，０００回転以上（１０ｒｐｍ連続）
7）　質量：０．８ｋｇ以下（接続ケーブル含む）
8）　保護等級：ＩＰ５２

### 5.3 電気的要求性能

1）コード信号：ＲＳ－４２２
2）データ入力：ＥＩＡ標準ＲＳ－４２２準拠の差動ラインレシーバ用 CLOCK(+)／CLOCK(-)
3）データ出力：ＥＩＡ標準ＲＳ－４２２準拠の DATA(+)／DATA(-)
4）出力信号形式：アブソリュート
5）データコーダ：デュアルコード（バイナリーコード）
6）分解能：１７ｂｉｔ（$2^{17}$＝１３１０７２，　３６０°÷１３１０７２ ≒ ０．００２７５°）
7）供給電源：ＤＣ＋５Ｖ±５％　、　０．３Ａ以下
8）回転方向：右回転でコード値加算（シャフト側に向かって見た場合）
9）絶縁耐力：５００Ｖ／５０Ｈｚ、１分間で異常なきこと
１０）絶縁抵抗：５０ＭΩ以上（ＤＣ５００Ｖ）

### 5.4 電気的インターフェイス

付表1に該当する出力線を持つこと、また、「表示」項に示された文字を表記したラベル（6 項（3）の条件下で

表示が消えないこと)を指定の配線に施すこと。
配線色が付表 1 と異なる場合には、製品に信号と配線色の対象を添付することにより、良品と認めることとする。

## 6. その他要求事項

(1) 製造日程は事前に当機構に提示し、その確認を得ることとする。
(2) 製造を完了した製品の納入当たっては、事前に梱包方法と梱包時の寸法を当機構に提示し承認を得ること。
(3) 納入物本体の梱包に関しては、常温常湿(JIS Z 8703 の規定による)下での長期保管(最長6年程度)も可能な保護を施すこと。

## 7. 支給品

なし。

## 8. 関連仕様書および関連文書

(1) 実験研究用品仕様書「通信総合研究所沖縄偏波降雨レーダ」(通総研仕 第 120409 号、平成 12 年 4 月制定)
(2) 実験研究用品仕様書「通信総合研究所沖縄偏波降雨レーダ 信号処理・データ収集部 製作仕様書」(平成13年6月制定)

## 9. 提出書および必要部数

契約後、速やかに下記の書類を提出し当機構の確認を受けること。
(1) 工程表 1部
(2) 検査成績書 1部

## 10. 疑義の解消

本仕様書に疑義が生じた場合、または本仕様書に変更を要する事項が生じた場合は、当機構と速やかに協議すること。この際の決定事項は、受注者が打ち合わせ議事録を作成し、当機構の承認を得て発行するものとする。なお、この打合せ議事録は本仕様書に優先する。

## 11. 完成検査について

納入時に納入場所にて当機構担当者立ち会いによる完成検査を行う。なおその方法については別途指示することとする。

## 12. 納入期限

平成２３年　２月２８日

## 13. 納入場所

〒904-0411 沖縄県国頭郡恩納村字恩納 4484
独立行政法人情報通信研究機構 沖縄亜熱帯計測技術センター

以上

Ø 0.08
B
0.08
A
42±1
Ø 58
Ø 50h7
B
A
C
4
φ6
0.03
A
3
Ø 10−0.01/−0.02
3
15+1
12.5

3x
Ø 0.25
C
M4 x 5
Ø 42
120°
3x 120°
17
30°±5°

付図1　外観・寸法図

## 付表1　信号線・配色・配線表示

| Ｎｏ. | 信号名称 | 配線色 | ＡＺ用表示 | ＥＬ用表示 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | $U_P$センサー | 青 | ／ | ／ |
| 2 | 未使用 | 黒 | ／ | ／ |
| 3 | 未使用 | 赤 | ／ | ／ |
| 4 | ０Ｖセンサー | 白 | ／ | ／ |
| 5 | 未使用 | 緑 | ／ | ／ |
| 6 | 未使用 | 茶 | ／ | ／ |
| 7 | $U_P$ | 茶／緑 | Ｚ１－１ | Ｚ５－１ |
| 8 | ＣＬＯＣＫ | 紫 | Ｚ１－２ | Ｚ５－２ |
| 9 | $\overline{CLOCK}$ | 黄 | Ｚ１－３ | Ｚ５－３ |
| １０ | ０Ｖ（$U_N$） | 白／緑 | Ｚ１－４ | Ｚ５－４ |
| １１ | 内部シールド | ／ | ／ | ／ |
| １２ | Ｂ　＋ | 青／黒 | ／ | ／ |
| １３ | Ｂ　－ | 赤／黒 | ／ | ／ |
| １４ | ＤＡＴＡ | 灰 | Ｚ１－５ | Ｚ５－５ |
| １５ | Ａ　＋ | 緑／黒 | ／ | ／ |
| １６ | Ａ　－ | 黄／黒 | ／ | ／ |
| １７ | $\overline{DATA}$ | ピンク | Ｚ１－６ | Ｚ５－６ |
| － | シールド | 緑 | － | Ｚ５－７ |

$U_P$＝供給電圧

| 契約番号 | 平成22年度<br>科研費3号 | 契約月日 | | 納入期限 | 平成23年2月28日 |
|---|---|---|---|---|---|

# 物 品 製 造 契 約 書(案)

(契約保証金免除)

件　　名　**沖縄偏波降雨レーダ　空中線方位角・仰角検出用エンコーダ**

契約金額　**金**　　　　　　**円**(うち消費税及び地方消費税額　　　－ 円)也

この消費税及び地方消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、契約金額に１０５分の５を乗じて算出した額である。

（内訳）

| 品 名 及 び 規 格 | 単位 | 数量 | 単　価 | 合　価 | 納入場所 | 原産国 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 沖縄偏波降雨レーダ　空中線方位角・仰角検出用エンコーダ | 式 | 1 | | | 仕様書のとおり | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

上記物品の製造について、独立行政法人 情報通信研究機構契約担当理事　吉崎　正弘 を甲とし、

を乙とし、次の条項により契約する。（以下「本契約」という。）

（総則）

第１条　乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに仕様書に添付された図書（以下、「仕様書等」という。）に定める契約物品（以下、「契約物品」という。）を上記納入期限欄記載の納期までに甲の指定する場所に納入し（納期までに第16条に定める納入検査に合格しなければならないものとする。以下同様である。）、甲は、上記記載の契約金額（以下、「代金」という。）を乙に支払うものとする。

２　乙は、本契約締結後速やかに仕様書に基づく価格内訳明細書及び製造工程表を作成し、甲に提出する。

（権利義務の譲渡禁止等）

第２条　乙は、本契約の地位を第三者に承継させ、あるいは本契約から生じる権利・義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ又は担保に供してはならない。

（代理人）

第３条　乙は、本契約に関し代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

２　前項の場合において、代理人の行為はすべて乙の行為とみなすものとする。

（下請業者）

第４条　乙は、本契約に関する業務の一部を、乙の責任において、下請業者に再委託することができる。この場合、乙は甲に対し、その旨をあらかじめ書面により届け出なければならない。

２　前項の場合において、下請業者の行為はすべて乙の行為とみなすものとし、乙は本契約において負う責任を免れることはできない。

（製造工場の届出）

第５条　乙は、本契約締結後、速やかに製造工場名及びその所在地を、書面をもって甲に届け出なければならない。ただし、甲が必要でないと認めるときにはこの限りではない。

（仕様書等の疑義）

第６条　乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に通知し、その指示を受けなければならない。

２　乙は、前項の指示が不当又は不適当である場合には、速やかに甲に異議を申し立てたうえ、甲乙協議しなければならない。

（製造材料の品質）

第７条　製造材料として使用すべきもので、仕様書等にその品質が明示されていないものがあるときは、甲乙間において協議し、当該

製造の内容に応じて適当と認められる品質のものを定めるものとする。

（提出書類）

第８条　乙は、甲の仕様書等に定める書類を作成し、指定の期日までに甲に提出しなければならない。また、当該書類等に対して、甲が承認を必要とした場合は、その承認を受けなければならない。

２　前項の場合において、甲の承認を受けた製造図面又は見本等（以下、「承認図面等」という。）は、仕様書に添付された図面又は見本等の一部となったものとみなす。承認図面等が仕様書に添付された図面、見本又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認図面等が優先する。

３　第1項の場合において、甲が与える承認によっても、承認図面等に存在する瑕疵について乙の責任は免責されるものではない。但し、甲が承認を与えるに際し、不当な内容を盛り込むよう要求した場合における、当該内容についてはこの限りではない。

（納入計画の届出）

第９条　乙は、甲が指示した場合は、書面により納入の計画を甲に届け出るものとし、これを変更しようとするときも同様とする。ただし、甲が必要でないと認めるときにはこの限りではない。

２　甲は、前項の計画が不適当であると認める場合は、その変更を求めることができる。

（包装、梱包及び運送）

第１０条　包装、梱包及び納入場所までの運送並びに契約物品の据え付け調整等（仕様書等により定められた場合に限る。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（立会）

第１１条　甲は、本契約の適正な履行を確保するため必要がある場合は、立会職員を定め、本契約及び仕様書等に基づき作業が行われているかどうかにつき、乙の製造工場その他の場所に立ち入り、必要な立会を行うことができる。立会の結果、契約の適正な履行につき疑義が生じたときは、甲は乙に対して作業報告書の提出等を命じることができる。

２　甲は、立会職員を定めたときは、その職員の氏名及び権限並びに事務の範囲を乙に通知するものとする。

３　乙は、立会職員の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

４　立会職員は、職務の遂行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

５　立会に関する費用は、代金に含まれるものとする。

（完成検査）

第１２条　乙は、契約物品が完成したときは、甲の定める書面をもって甲に届け出て、甲が検査を行う者として定めた職員（以下、「検査職員」という。）による検査（以下、「完成検査」という。）を受けなければならない。

２　検査職員は、書面を受理した日から10日以内に、甲の定めるところにより検査を完了したうえ、その結果を乙に対して通知しなければならない。

３　乙は、検査職員の職務の遂行について相当の範囲内で協力しなければならない。

４　乙は、完成検査に立ち会うものとする。検査に立ち会わない場合は、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

５　検査職員は、検査にあたり、必要があると認めたときは契約物品の品質性能に関し、必要な書類の提出を求めるほか、契約物品の最小限度の破壊、分解又は理化学試験により検査をすることができる。

６　検査に関する費用は、代金に含まれるものとする。

（納入場所への持ち込み）

第１３条　乙は、製造を完了した契約物品が、完成検査に合格したのちでなければ、契約物品を納入場所へ持ち込んではならない。但し、あらかじめ甲の書面による承諾がある場合は、完成検査前又は製作未了の契約物品を納入場所へ持ち込むことができる。

２　乙は、前項但し書の定めにより、完成検査前又は製作未了の契約物品を納入場所へ持ち込んだ場合において、乙が製作作業等を行うにあたっては、作業場所・作業時間等につき甲の指示に従わなければならない。

３　乙は、第1項但し書の定めにより完成検査又は製作未了の契約物品を納入場所へ持ち込んだ場合においても、乙の責任において契約物品を保管・管理するものとする。

（納入の通知）

第１４条　乙は、契約物品を納入場所に納入しようとするときは、あらかじめ納入予定日その他必要な事項を甲に申し出て、その承認を受けるものとする。完成検査前又は製作未了の契約物品を納入場所に持ち込んだ後に完成検査に合格し、当該契約物品を納入しようとするときも同様である。

（納入の届出）

第１５条　乙は、契約物品を納入する場合は、納品書に完成検査の検査合格証等を添付して、甲に届出るものとする。完成検査前又は製作未了の契約物品を完成検査合格後に納入しようとするときも同様である。

（納入検査）

第１６条　乙が前条の規定により納入の届出を行ったときは、甲が定める検査職員による検査を受けなければならない（以下、「納入検査」という。）。

２　検査職員は、納入月日から10日以内に甲の定めるところにより検査を完了し、その結果を乙に対して通知しなければならない。

３　乙は、検査職員の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

４　乙は、納入検査に立ち会うものとする。検査に立ち会わない場合は、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

５　検査に関する費用は、代金に含まれるものとする。

（再検査）

第１７条　乙は、完成検査又は納入検査の結果、契約物品が不合格となった場合は、次条の規定により値引受領をする場合を除き、甲の指示をするところに従い、当該契約物品について数量の追加、異常品の修補又は代品による補充を行い、甲の再検査を受けなければならない。この場合において履行遅滞が生じたときは、乙はその責めを免れることができない。

２　乙は、不合格となった契約物品が納入場所に存在する場合には、甲からの要求に応じて、乙の費用において当該契約物品を納入場所から引き取らなければならない。

３　前項の場合において、乙が相当期間内に当該契約物品を引き取らないときは、甲は、乙の費用において当該契約物品を返送し、他に保管を託し、又は廃棄することができる。

４　前各項に定めるもののほか、再検査の手続き、再検査にかかる契約物品の納入等については、第12条から前条までの定めを準用する。

（値引受領）

第１８条　甲は、納入検査の結果不合格となった契約物品について、使用上支障がないと認めたときは、契約金額について甲乙協議のうえ合意した額を減額し、その納入を認めることができる。

（所有権の移転）

第１９条　契約物品（契約物品に付属する包装等を含む。但し、仕様書等に特に定めがある場合を除く。）の所有権は、当該契約物品が納入検査に合格し、又は前条の規定により甲が当該契約物品を受領したときに、乙から甲に移転するものとする。

（代金の請求及び支払）
第２０条　乙は、納入検査に合格したとき又は第18条の合意後契約物品を完納したときは、適法な支払請求書により代金を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項に定める支払請求書を受理したときは、当月末締め翌月末（以下「約定期間」という。）に代金を支払うものとする。
（遅延損害金）
第２１条　甲は、約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払日に至るまで、未支払金額に対し、年3.6パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延損害金として乙に支払わなければならない。
２　甲が、第12条第2項又は第16条第2項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日の翌日から起算して合否の判定をした日までの日数（以下、「遅延日数」という。）は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延日数が約定期間の日数をこえる場合は、支払請求書を受領した日の経過をもって約定期間は満了したものとみなしたうえ、甲は、その超える日数に応じ前項に準じて、遅延損害金を、乙に対して支払わなければならない。
（納期の猶予及び遅滞損害金）
第２２条　乙は、納期までに義務を履行できないときは、予めその理由及び納入予定日を甲に申し出て、納期の猶予を申請することができる。この場合において、甲は納期を猶予しても契約の目的の達成に支障がなく、納期の猶予を行うことが相当であると認めるときは、これを承認することができる。
２　乙は、前項の規定により納期の猶予を認められたか否かを問わず、納期の翌日から起算して契約物品が納入検査に合格した日までの日数に応じて、代金に年5パーセントの率を乗じて得た遅滞損害金を、甲に支払わなければならない。但し、その額が100円未満であるとき、又は納期遅延が天災地変等やむを得ない理由によるものであるときは、この限りではない。
３　乙は、前項の規定による遅滞損害金のほかに第33条第1項の規定による違約金が生じたときは、甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。但し、第31条の規定により本契約の全部が解除された場合には、遅滞損害金は納期の翌日から解除日の前日までの期間にて算出するものとする。
４　第33条第2項の規定は前各項に準用する。この場合、第33条第2項の「違約金の額」との文言は、「第22条第2項に定める遅延損害金及び第33条第1項に定める違約金の合計額」と読み替えるものとする。
（談合等不正行為があった場合の違約金）
第２３条　乙が次号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、代金の10分の1に相当する額を違約金（損害

賠償額の予定）として第33条の損害金とは別に、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）　この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。次号において「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第６６条第４項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

（２）　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１３項又は第１６項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（３）　この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対し、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　乙が、前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（契約物品の納入不能等の通知）

第２４条　乙は、理由のいかんを問わず、契約物品を納入できないおそれが生じた場合、又は契約物品の納入が納期に間に合わないおそれが生じた場合には直ちに甲にその旨を通知するものとする。

（危険負担）

第２５条　甲乙双方の責めに帰することができない理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲はその代金の支払義務を免れるものとする。

（瑕疵担保責任）

第２６条　甲は、契約物品について、所有権移転の日から起算して1年以内に瑕疵のあることを発見したときは、乙に対し通知し、次に定めるいずれかの措置をとることができ、乙はこれに応じなければならない。なお、本条においては、契約物品の品質・性能が、仕様書等に照らして劣る場合を含めて「瑕疵」という。

（１）瑕疵ある契約物品を乙の責任と費用負担で、甲の定める期間内に修補すべきことを乙に対し請求すること。

（２）甲の定める期間内に乙の責任と費用負担で仕様書等に適合した代替契約物品の納入をすべきことを乙に対し請求すること。

（３）瑕疵ある契約物品を乙の責任と費用負担で、甲が修補し、又は第三者をして修補させせること。但し、第三者をして修補せしめる場合は、事前に乙と協議するものとする。

（４）代金の減額を請求すること。具体的な減額の額については甲乙協議のうえ定めるものとする。

（５）前各号に定める方法では、契約の目的を達することができない場合は、契約の全部又は一部を解除すること。この場合、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとする。

2　甲は、前項の措置のほか、乙に対し、契約物品の瑕疵により甲に生じた損害の賠償を求めることができる。

3　第1項に定める期間を経過した後であっても、契約物品の瑕疵が重大であり甲に重大な影響を与える場合及び当該瑕疵が乙の故意又は重大な過失に基づく場合には、第1項の規定を準用する。

4　第1項に定める期間を経過した後であって、前項の規定に該当しない場合であっても、甲が乙に対し、第1項第1号から第3号に定める措置を請求した場合、乙は協議に応ずるものとする。この場合、その対価は甲乙協議して定めるものとする。

5　乙は、契約物品の所有権が移転した後、甲に責ある事由により契約物品が損傷した場合、乙はその瑕疵につき、何らの責任を負わないものとする。

（技術調査）

第２７条　乙は、契約物品の所有権移転の日から起算して1年以内に甲の請求があった場合は、甲が当該契約物品の正常な機能を維持するために必要な技術調査（以下、「技術調査」という。）を行わなければならない。

2　技術調査の対価は甲乙協議のうえ決定するものとする。但し、技術調査の結果、契約物品に瑕疵が発見された場合には、技術調査の費用は乙の負担とする（当該瑕疵が甲の責めに基づく場合はこの限りではない。）。

3　乙は、前項に定める期間を経過した後であっても、甲から技術調査についての請求があった場合、乙は協議に応じるものとする。

（技術情報提供）

第２８条　乙は、契約物品に関する保守・点検、操作等に必要な資料及び情報を甲が乙に対して要求した場合、合理的な範囲においてこれに応じなければならない。

2　前項の対価は代金に含まれるものとし、甲は、前項の規定により乙が提供した資料・情報を、契約物品の保守・点検、操作等に必要な範囲において複製又は改変して無償で使用できるものとする。

3　甲は、第1項の規定により乙が甲に提供する資料及び情報について、乙から理由を示した機密保持の要求があったときは、別途

機密保持契約を締結するものとする。

（仕様書等の変更）

第２９条　甲は、仕様書等の変更が必要であるときは、甲乙協議のうえ、書面により仕様書等の変更を行うものとする。仕様書等の変更に伴い、契約金額、納期、その他本契約に定める諸条件を変更する場合には、甲乙協議のうえ、書面により契約条件の変更を行うものとする。

（契約金額の変更）

第３０条　甲及び乙は、本契約締結後、次の各号に掲げる理由により、契約金額決定の前提となった諸条件に変動を生じた場合は、甲乙協議のうえ、代金その他これに関連する条件を変更することができる。

（１）仕様書等その他契約条件の変更。

（２）税法その他法令の制定又は改廃。

（３）天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他甲がやむを得ないと認めた理由に基づく製造条件の変更。

２　前項の規定により代金を変更するときは、価格内訳明細書に記載する価格を基準として変更後の代金を算出するものとし、これにより難い場合には、甲乙協議してその金額を変更するものとする。

（甲の解除権）

第３１条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当した場合は、なんらの通知・催告を要せず、ただちに本契約の全部又は一部を解除できるものとし、当該解除権を行使するか否かに関わらず、乙が本契約に基づき負う一切の債務につき、期限の利益を喪失するものとする。

（１）本契約に違反したとき

（２）支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき

（３）自ら振出し又は引き受けた手形又は小切手が不渡りとなったとき

（４）第三者より差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行もしくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき

（５）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始等の申立てがあったとき又は清算手続（特別清算手続を含む。）に入ったとき

（６）解散したとき

（７）営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき

（８）甲の信用を著しく失墜させる行為を行った場合
（９）甲に対する背信的行為があった場合
（１０）談合等不正行為があった場合
（１１）その他、前各号に準ずる事情がある場合

（乙の解除権）

第３２条　乙は、甲がその責めに帰すべき理由により本契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（違約金）

第３３条　甲が、第31条の規定により、本契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の100分の20に相当する金額を違約金として甲に対して支払わなければならない。

２　前項の規定は、甲に生じた損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）

第３４条　甲又は乙は、第31条又は第32条に基づき、本契約を解除し、又は相手方が本契約に違反したときは、これにより被った損害の賠償を相手方に請求することができる。損害の算定にあたっては、自らの義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除くものとする。

（支払代金の相殺）

第３５条　甲が乙に対する債権を有するときは、甲はこの債権と乙に支払う代金とを相殺することができる。

（第三者の知的財産権）

第３６条　乙は、契約物品の製作にあたり、第三者の保有する著作権、特許権その他の知的財産権及びノウハウ等に関する権利（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。以下、これらを総称して「特許権等」という。）を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、契約物品が第三者の特許権等を侵害していないことを甲に対して保証するものとし、契約物品が第三者の知的財産権を侵害するとして、第三者から甲又は乙に対して、何らかの請求、異議申立てがなされ、又は訴訟が提起される等の紛争が生じた場合、乙は自己の責任と負担において一切を解決するものとする。但し、当該侵害が仕様書等又は甲の指示に起因する場合は、

この限りでない。

３　甲又は乙は、第三者から前項に定める請求、異議申立て又は訴訟提起等を受けた場合は速やかに相手方に通知することとする。

（知的財産権の取扱）

第３７条　契約物品を開発する過程で生じた特許権等は、別段の定めがない限り、当該契約物品が納入検査に合格し、又は第18条の規定により甲が当該契約物品を受領したときに、甲に移転するものとする（著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含む。）。その対価は代金に含まれるものとする。

２　前項の場合において、乙は、甲の求めにより、甲が特許権等の出願、登録その他の手続を行うのに必要な協力をしなければならない。

３　乙は、特許権等のうち著作権に関しては、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し著作者人格権を行使しない。

４　乙が本契約締結前から権利を保有し、かつ本契約締結以前に甲の書面による同意を得て留保した特許権等が契約物品に含まれている場合（契約物品を開発する過程で実施・利用されている場合を含む。以下同じ。）、乙は当該契約物品の納入検査に合格したとき又は第18条の規定により甲が契約物品を受領したときに、乙は甲に対して、当該特許権等の非独占的な実施権、使用権、再実施・再許諾権その他一切の利用を許諾したものとみなす。その対価は代金に含まれるものとする。

５　本契約締結後、甲がその権利を留保することにつき同意していない特許権等が契約物品に含まれていることが判明した場合については、その権利関係に関しては甲乙協議のうえ当該契約物品の納入時までにその取り扱いを定めるものとする。この場合において甲が特許権等の留保に同意したときは、前項の規定を準用するものとする（但し、代金の変更が必要な場合には甲乙協議のうえ変更するものとする。）。

６　乙が特許権等（但し、乙に権利が留保されているものを除く。）の全部又は一部を自ら利用することを甲に申出た場合には、甲は甲乙協議のうえ乙に対しこれを許諾することができる。この場合、当該許諾に関する諸条件については、別途甲乙間において締結される「使用許諾契約」に定めるところによるものとする。なお、乙が特許権等を第三者に使用させ、又は第三者に対して頒布・販売しようとするときについては、第39条の定めるところによるものとする。

（秘密の保持）

第３８条　甲及び乙は、本契約に関する業務遂行の過程において相手方より提供を受けた営業上又は技術上その他の業務上の情報のうち、次の各号に該当するもの及び本契約・仕様書等に関する情報（以下、まとめて「秘密情報」という。）を第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の目的達成以外の目的に使用してはならない。

（１）開示者が書面その他の有形的方法（CD-R等の媒体、電子メール及びファクシミリを含むが、これらに限られない。）により開示する情報であって、開示者により秘密である旨が表示されたもの。

（２）開示者が口頭、プロジェクタその他の無形的方法により開示する情報であって、かかる開示時に秘密である旨を受領者に通知し、その後10日以内にその内容を書面にて受領者に通知したもの。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報として取扱わない。

（１）開示時に既に公知であった情報または開示者から取得した後受領者の責によらず公知となった情報。

（２）開示者から取得したとき受領者が秘密保持義務を負うことなく既に保有していた情報。

（３）受領者が第三者から適法に取得した情報。

（４）受領者が秘密情報に依拠することなく開発した情報。

（５）開示者が秘密情報から除外することに書面により同意した情報。

３　第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、第1項の「第三者」に該当しないものとする。

（１）弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、弁理士等法律上秘密保持義務を負担する者（以下、「アドバイザー」という。）に相談する必要がある場合における、当該アドバイザー。

（２）法律上の根拠に基づき官公署、裁判所等の公的機関に回答、報告、届出、申請等を行う必要がある場合における、当該公的機関。

４　甲及び乙は、本契約の終了後30日以内に、開示者から受領した相手方の秘密情報及びそれらの複製物を、当該開示者の指示に従い、廃棄又は返却しなければならない。

５　本条の規定は、本契約終了後もなお5年間効力を有するものとする。

（外販）

第３９条　乙が契約物品の全部又は一部を第三者に頒布・販売し、又は特許権等の利用を許諾すること等を希望するときは、甲乙誠実に協議するものとし、甲がこれを認めるときは別途ライセンス契約を締結するものとする。

（調査）

第４０条　甲は、契約物品について、その原価を確認する必要がある場合又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金、その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は乙の営業所、工場その他の関係場所に立

ち入り、調査することができる。

２　甲が前項の調査を行う場合には、あらかじめ乙に通知するものとする。また、乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

（紛争の解決）

第４１条　甲及び乙は、本契約につき紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

（裁判管轄）

第４２条　本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するために、本契約書２通を作成し、双方記名、捺印の上、各１通を保管する。

甲　東京都小金井市貫井北町４－２－１
独立行政法人 情報通信研究機構
契約担当理事　吉崎 正弘

乙　住所

氏名